

掛川市告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。その関係図面は、令和4年7月11日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月11日

掛川市長 久保田 崇

NO	路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
1	神田一丁田 西支線	下垂木字一丁田 1857-13	下垂木字一丁田 1857-9	6.0m～ 10.3m	55.9m
2	久根ノ内7号線	葛川字大ヶ町310-3	葛川字大ヶ町306-5	6.4m～ 10.2m	120.7m